

戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）「AI（人工知能）ホスピタルによる高度診断・治療システム」

評価委員会設置運営規程 改正履歴

発行日	改正箇所	新	旧
2018年8月1日	—	初版発行	—
2019年11月1日	第6条3	委員が、評価する案件に利害関係を有する場合、当該委員はその審議、評価等に加わることはできない。 ただし、2項委員であるPDが質疑を受けた場合等、PDの立場として応答することはできる。	委員が、評価する案件に利害関係を有する場合、当該委員はその審議、評価等に加わることはできない。